

地方自治体における技術公務員の責任と役割

(株) ドーコン ○伊藤 昌勝*1

金沢工業大学 中村 一平*2

(株) 建設技術研究所 松田 千周*3

By ITO Masakatsu, NAKAMURA Ippei, MATSUDA Chikane

土木学会 建設マネジメント委員会の研究小委員会の一つとして、平成17年度に設置された「建設サービスの高度化時代における技術公務員（インハウスエンジニア）の役割と責務研究小委員会」では、地方自治体の技術公務員を中心に、公共事業の発展、公共サービスの向上に寄与する技術公務員の役割と責務、あるべき姿等について研究活動を実施してきている。

本研究発表・討論会ではこれまでの研究小委員会における研究活動の経緯について中間報告を行うとともに、現段階までの成果、さらに今後の研究活動の方針と提案を行う。

【キーワード】 地方自治体, 技術公務員, 技術者像, 人材育成

1. はじめに

(1) 研究の背景

近年、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）の施行や、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に代表されるように、公共事業に対する社会や国民からの期待が多様化し、公共事業の発注者である技術公務員の役割や責務は変化し増大している。

ところが財政難の折、一部の機関では技術公務員数の削減や民営化の議論がなされており、このような流れに対し客観的に反論するデータが揃っていないのが実情である。そのため、社会基盤の効率的な整備や適切な維持管理を担う技術公務員の役割と責務をあらためて検証し、積極的に技術公務員の役割などに関する情報を国民に提供し、理解を求めていることが大切と考える。

ここで、テーマとして技術公務員を対象とするとともに地方自治体に的を絞ったことは、建設マネジメント研究の地方展開という建設マネジメント委員会の本来の命題に応えることでもある。

(2) 研究小委員会の設置と研究の目的

上記の背景から、今後の社会資本の整備に臨むに相応しい技術公務員の役割と責務等について研究することを目的に、平成17年度に土木学会 建設マネジメント委員会内に「建設サービスの高度化時代における技術公務員（インハウスエンジニア）の役割と責務研究小委員会」（以下「本研究小委員会」という。）を設置し、公共事業の発展、公共サービスの向上に寄与する技術公務員の役割と責務、あるべき姿等の研究に着手した。

2. 研究活動の経緯

本研究小委員会は平成17年度より計12回の研究小委員会を開催してきており、この間に地方自治体の東京事務所の方々の協力を得て、現在では14名の委員と4名のオブザーバー参加を得ている（平成18年10月18日現在）。なお、14名の委員のうち10名が現役の地方自治体における技術公務員であり、本研究課題が技術公務員にとって重要な研究テーマであることが伺える。

本研究小委員会の研究活動としては、本研究小委

*1 専務取締役 電話番号 011-801-1510

*2 環境・建築学部 環境土木工学科 教授 電話番号 076-248-4708

*3 マネジメント事業部 PM統括室長 電話番号 03-3668-0451

員会の開催毎にあらかじめ技術公務員が抱える課題に関する個別検討課題を設け、それらの課題について各委員が所属する自治体の取組事例や委員個人の意見等を持ち寄り、問題点の抽出や意見交換を通じて各委員の理解や認識を深めているところである。

(1) 技術公務員の抱える課題等

本研究小委員会では研究を進めるにあたり、地方自治体の技術公務員の抱える課題等を次のように整理した。

a) 行政需要の多様化、新たな行政手続の増大

情報公開、住民参加、事業評価、入札制度の多様化・複雑化、用地取得の困難性、発注前協議の増大等。

b) 変わらぬ発注者責任と積算業務

会計制度上の発注者の責任（仕様発注による調査・設計・積算等のチェックと正確性の確保）。また積算業務の比率の増大。

c) 技術力の低下

慢性的な業務の増大に伴う技術追求の意欲減少等（技術力低下の懸念）。

d) インフラのストック増大と更新

維持管理の効率的なシステムの確立、ライフラインの確保を含めたインフラ施設の危機管理体制の確立。

e) 財政難、職員定数の削減、団塊世代の大量退職

予算不足、マンパワー不足、経験知の継承問題。

f) 首長や人事部門の理解不足

創意工夫が人員削減や組織縮小の口実にされるジレンマ。

(2) 個別検討課題に対する問題点

前項の技術公務員の抱える課題等に基づき、本研究小委員会においてこれまでに議論された幾つかの個別検討課題に対する基本的な考え方、地方自治体における現状や取組事例等を以下に紹介する。

a) 公共事業と政府部門(行政)の位置づけ

公共事業は社会資本整備の主要な役割を負っている。また、公共事業は国民から税を預かり、国民が要望する公共財を供給・維持管理するものであり、それぞれの社会資本に関して法的な責任と権限を持つ中央または地方の政府部門が実施している。

民間に資金力や技術力の無い時代は、事業の多くのプロセスは所管部署が直接に遂行して、国民の信

託に依っていた。その後、経済や財政の成長とともに公共事業も大幅な拡大を見せ、これらに十分対応できるよう市場も発展してきた。今日では、資機材や技術を可能な限り市場から調達しながら公共施設の計画・整備・運用を図ることで、国民への公共財供給・維持管理の責任を果たす形態が一般的になっている。また、政府部門と国民は納税と公共サービスの提供という契約関係にあると言える。

b) 技術公務員の責任や役割等の基本的考え方

前項の公共事業と政府部門の位置づけに関する整理から、技術公務員の責任や役割等の基本的な考え方として次のように考えることができる。

① 法的な責任

- ・ 道路法や河川法等の法律に定められている施設管理者として絶対的に遵守しなければならない法的な責務を有する。

② 社会的な役割

- ・ 行政を進める上で、土木技術者の知識や経験、考え方、発想、実行力が必要とされているもの（→社会は、普遍的かつ中立的、長期的な視野に立った土木技術者を求めているという認識）。

③ 道義的義務

- ・ 土木技術者自身が道義的、観念的に自らの役割と考えているもの。

なお、狭義の意味での技術公務員の責務として、ここでは以下のように整理する。

- ・ 発注者及び管理者として、技術的判断や評価を行う。
- ・ 外部に一部委託したとしても、国民へのサービス提供者として最終的な判断についての責務と義務を負う。

ここで、具体的な技術的判断及び評価の内容についても次の視点から議論・整理しており、今後これら事項に対する技術公務員のあり方等を整理していくことが重要と認識している。

- ・ 一般行政の政策に係る事項
- ・ 技術管理に係る事項
- ・ 事業計画・整備に係る事項
- ・ 維持・修繕・更新に係る事項
- ・ 公物管理に係る事項
- ・ 技術公務員の人事管理に係る事項
- ・ 技術公務員の人材育成に係る事項

特に技術公務員の人員削減や団塊世代の大量退職、事業量の削減等から、今後の人材育成や人事管理に対する関与が重要な事項として挙げることができる。

c) 人員削減・団塊世代の大量退職と事業量の削減

県によっては昭和 40 年代後半に年間 100 人程度採用していた職員、いわゆる団塊の世代が今後退職していく一方、新規採用職員は抑制されていることから、地方自治体においても民間企業と同様に 2007 年問題と定数削減の影響が現れてきている。特に公共土木分野においては経験則に寄るところが大きく、直営時代を経験した技術公務員が退職することから、技術の継承が大きな課題と認識されている。

一方、公共事業費全体で平成 8 年時点から 4 割にまで低減されている地方自治体もあり、A 県では今後増大する維持管理に係る費用も捻出することが困難となり、従前は外部に委託していた除草作業や廃棄物処理等も技術公務員自らが実施せざるを得ない状況となり、技術公務員の負担は大きくなっている。

このように限られた人材や予算の中で技術公務員として日々の構造物の管理を強化し、構造物の寿命を延ばしていくことが求められていることから、これまで培ってきた経験等を継承しつつ、NPO や地域住民等との協働等、地域性を考慮した構造物の点検のあり方や補修方法等を構築していくことが大きな課題として挙げられている。

実際このような課題に対し、B 県では事業量の減少に伴い、技術的な経験を積む場が少なくなる中で、業務経験の豊富な団塊世代が退職していくことから、担当業務を通じて課題解決を行った成功例や失敗例等を収集・整理し、「貴重な経験事例集」としてとりまとめることに取り組んでいる。

d) 人材育成

地方自治体における人材育成としてこれまでは職場研修（OJT）や派遣研修、専門研修、自主研修（自己啓発）等の研修制度の枠組みの中で取り組まれてきた。しかし近年、従前の研修制度の枠に捉われない新たな内容を研修に取り入れてきている。

例えば、C 県では VE システムの推進に伴い、設計 VE 実践能力の習得を目的とした研修や管理者の理解と支援を得ることを目的とした研修、さらに VE リーダー試験の資格取得の推奨等を組織として取り組んでいる。また、ワークショップ型研修を取り入

れている地方自治体もあり、例えばコミュニケーションスキルの向上を図るために現場交渉術（協調的交渉術）セミナーを開催し、模擬交渉等の実践研修を行っている D 県の取組がある。

なお、人材育成に係わる課題や取組については引き続き各都道府県を対象としたアンケート調査等を実施し、とりまとめていく予定である。

e) 公共工事の品質確保

入札・契約方式に係る取組としては品確法の施行に伴い、地方自治体においても総合評価方式の導入が進められているところであるが、入札契約手続の長期化とともに、学識経験者への意見聴取や議会調整等にて事務に係る負担の増大が課題になっている。また、いわゆるダンピング受注が横行しているため、技術力の評価が形骸化する恐れが生じているとともに、低価格＝低品質とは限らないが品質低下の懸念もあり、低価格による応札も課題として挙げられる。

監督・検査に係る取組として現在多くの地方自治体では国の検査基準等を準用しているが、技術公務員の職員数の減少の中での対応には体制上実施が困難となる恐れがあり、今後は地方自治体独自の監督・検査基準等策定の必要性があると言える。

なお、E 県では県内市町村等と公共工事品質確保推進協議会を設置し、研修、設計基準、入札・契約、総合評価、積算、監督・検査の 6 つの部会を設け、市町村等の発注者に対する支援を開始している。

3. 現段階までの研究成果

本研究小委員会では前述のとおり、個別検討課題の議論等を通じて各委員の理解や認識を深めているところであり、また研究すべき個別検討課題も多岐に亘ることから体系的な研究成果のとりまとめには至っていない。しかし、これまでの研究活動を通じた成果として次の 3 点を挙げることができる。

(1) 建設マネジメント研究の地方展開

土木学会における建設マネジメント研究がこれまで東京中心に全国共通の課題を対象にした研究活動がなされてきた傾向にあるが、本研究小委員会の活動は地方公務員が自らの自治体のテーマを持ち寄り、意見交換をしていることから、研究者ならびにテーマも地方発の素材となっている。また、研究活動に直接参加されていない地方自治体の技術公務員にお

いても本研究テーマに興味を持たれており、今後建設マネジメント研究が地方においても展開されていくことが見込まれ、地方分権の流れにタイムリーに対応してきている。

(2) 技術公務員の情報交換の場の提供及び人的ネットワークの構築

本研究小委員会では地方自治体の現役または OB の技術公務員の委員から取組事例等の情報提供がなされているとともに、地方自治体間の意見交換の場として機能している。

さらに本研究小委員会の活動を通じて、本研究小委員会に参加していない地方自治体の技術公務員や大学、民間等との全国に跨る人的ネットワークが構築されつつある。

(3) 地方自治体の技術公務員向けマニュアル等の作成に向けた情報蓄積

現在、地方自治体で適用されている各種マニュアルは国が作成したものを全国一律に用いているものが多いが、本研究小委員会においては地方独自の事情が考慮された地方自治体で使いやすいマニュアル等の作成を指向している。このための各地方自治体における取組事例等の情報を共有し、蓄積することを進めている。

4. 今後の研究活動の方針

本研究小委員会としては、研究活動を通じて蓄積

された情報や成果を逐次、建設マネジメント委員会研究成果発表会等の発表機会を通じて全国に配信していく予定である。

また、遠隔地の地方自治体において本研究課題に対し興味のある技術公務員の方には電子メール等の手段を通じた本研究小委員会への参画も可能とするとともに、必要に応じて地方に赴き、意見交換等を実施していく予定である。

5. おわりに

本研究小委員会の研究活動は未だ研究初期の段階であり、本研究発表・討論会では中間報告としての発表である。

今後、本研究活動が土木行政の主たる現場である地方自治体を対象とした建設マネジメント研究の中核となり、さらに地方自治体における技術公務員のあるべき姿、役割や責務等を記した図書（地方自治体の技術公務員向けのマニュアル等）の作成に繋がるよう研究活動を継続していく予定である。

最後に、本研究小委員会に参加し、多くの情報提供や意見交換等をしていただいている各委員に謝意を申し上げるとともに、研究活動への引き続きの支援をお願いしたい。

また、現在参加している委員の他にも、この分野に興味のある多くの方に参加していただき、継続的に研究を進めたいと考えている。

Study on the Accountability and Roles of In-House Engineers in Local Governments

By ITO Masakatsu, NAKAMURA Ippei, MATSUDA Chikane

Subcommittee for the study on the accountability and roles of in-house engineers in local governments in the age of advanced public works was established in 2006 under the Construction Management Committee of the Japan Society of Civil Engineers (JSCE) and it mainly consists of in-house engineers of local governments. Since then, the subcommittee has conducted the study on the accountability and roles of in-house engineers and what they are supposed to be for the improvement of public works and services.

This paper, first of all, presents an interim report on the background to the study in the subcommittee. Secondly, it introduces the achievements of the study, which are 1) expansion of the study on construction management to local regions, 2) provision of the opportunities for information-sharing among in-house engineers and establishment of human networks, and 3) accumulation of knowledge for the creation of manuals for in-house engineers of local governments. Finally, this paper proposes the future direction of the study.